

令和2年第5回江北町議会（臨時会）会議録						
招 集 年 月 日	令和2年11月30日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和2年11月30日 午前9時00分				議長 西原 好文
	閉 会	令和2年11月30日 午前9時15分				
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 9名 欠席 1名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	1	石 津 圭 太	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	江 頭 義 彦	×	7	池 田 和 幸	○
	3	金 丸 祐 樹	○	8	吉 岡 隆 幸	○
	4	井 上 敏 文	○	9	淵 上 正 昭	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	1 番	石 津 圭 太	3 番	金 丸 祐 樹	4 番	井 上 敏 文
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	産 業 課 長	一ノ瀬 和 義	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	建 設 課 長	武 富 和 隆	○
	教 育 長	吉 田 功	○	環 境 課 長	武 富 元	○
	総 務 課 長	山 中 晴 巳	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	政 策 課 長	田 中 盛 方	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	納 富 智 浩	○
	町 民 課 長	溝 口 進 洋	○	こ ども 教 育 課 長	百 武 一 治	○
	福 祉 課 長	松 尾 徳 子	○	幼 児 教 育 セ ン タ ー 所 長	西 村 真 由 美	○
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	平 川 智 敏				
	書 記	百 武 久 美 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和2年11月30日

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第11号 令和2年度江北町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について

日程第4 報告第12号 令和2年度江北町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について

日程第5 議案第58号 江北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

午前9時 開会

○西原好文議長

おはようございます。ただいまの出席議員は9名で、議員定数の半数に達しております。よって、令和2年第5回江北町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○西原好文議長

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において石津圭太君、金丸祐樹君、井上敏文君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○西原好文議長

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3～第5 報告第11号～議案第58号

○西原好文議長

日程第3．報告第11号から日程第5．議案第58号までを一括上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。平川局長。

○議会事務局長（平川智敏）

（朗読省略）

○西原好文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。本日は臨時議会ということで、12月の定例会前ではありましたがけれども、早期に対応すべき事項が発生をいたしましたものですから、臨時議会の招集をさせていただきました。

また、併せてさきの議会以降に私どもで専決処分をいたしました案件がございますので、これにつきましても、規定により報告をさせていただき次第でございます。

それではまず、報告第11号 令和2年度江北町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について御説明を申し上げます。

既にインフルエンザの流行期に入っているわけでありましてけれども、御存じのとおり、新型コロナウイルスについては第3波とも言うべき状況でございます。そうした中で、国においては10月1日から特に65歳以上の高齢者へのインフルエンザ予防接種を推奨している中で、これに対応する形で本町でも新型コロナウイルス感染症重症化リスクの高い高齢者へのインフルエンザの予防接種を推進し、重複感染の予防に努めるために、国が推奨している10月1日に合わせ事業を実施したかったことから、9月23日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

提案理由の中だけでは内容がよく分からないようでありますので、少し補足をさせていただきますけれども、65歳以上の高齢者の皆様方は、現在、公費負担があるものですから、1,300円で予防接種が受けられるということではありますが、今申し上げましたように、特に高齢の皆様方の早期の予防接種ということで国の方も呼びかけられておりました。ですから、これに合わせて、町としまして町内の高齢者の方の予防接種の早期接種を推進するために、予防接種を受けられた65歳以上の方が接種済証というものの交付を受けます。これを

役場のほうにお持ちいただければ、商工会発行のかえる商品券を1千円分お渡しするという取組をさせていただいたところであります。9月議会直後ではありましたけれども、国のこうした動きが分かりましたものですから、できれば10月1日の前にそうした準備をさせていただきたいということから、今回、専決処分をさせていただいたところであります。

続きまして、報告第12号 令和2年度江北町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について御説明を申し上げます。

今年度は、4月からの新型コロナウイルス、6月から7月の長雨などの対応で、職員の時間外の業務が多く発生をしております。

今回、9月6日から7日の台風10号の対応のため、職員の業務が増大し、時間外勤務手当が不足し、支給に影響が出る状況となりました。このことについて、早急に支払う必要があったことから、9月30日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、議案第58号 江北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

本町の一般職の給与については、佐賀県人事委員会勧告を踏まえ改定を行っているところであります。

本年10月23日の佐賀県人事委員会勧告において、県職員の期末手当を0.05月分引き下げる旨の勧告が行われたことに伴い、県と同様に一般職の期末手当の支給割合の改定を行うものであります。

また、本年10月7日の人事院勧告において、国家公務員の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げる旨の勧告が行われ、本町の特別職及び議員が準じている国の指定職職員の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げる等の法律改正が行われたことに伴い、同様に特別職及び議員の期末手当の支給割合を改定するものであります。

御存じのとおり、先ほど申し上げましたが、現在、我が国では新型コロナウイルスの第3波という状況でございます。1月に初めての国内での陽性者が出てからちょうど1年ほどになるわけでありましてけれども、この間、新型コロナ対策、様々な対策が国の中で取られてはきましたけれども、国民の生活に大きな打撃を与えているところであります。

そういう中で、新型コロナによる業績悪化や将来の不透明感から、民間企業の中にはボーナス全額カットでありますとか、中には本給そのものの減額、さらに言いますと、雇用その

ものの確保ができないというような状況でございます。

そうした中で、今回、我が町においては、一般職、特別職合わせてではありますけれども、期末手当のみの0.05月分の引下げということでありました。正直言いまして、私としましては、本当にこれだけで足りるのだろうかという思いもなくはありませんけれども、御存じのとおり、給与改定につきましては、当然一定のそうした民間企業の状況も踏まえて、私どもとしては佐賀県の人事委員会勧告なり、人事院勧告を踏まえて実施をしておるわけですから、これはこれとして一定のルールに基づいた改定であるということですから、当然我々としてはこれに準じて対応すべきだというふうには思っております。

そういう意味でいきますと、かくなる上はやはり我々職員一人一人が、また、役場全体として、何といたしましょうか、仕事のパフォーマンスを上げるということしか、これからはないのではないかとこのように思っております。

先ほど申し上げましたとおり、なかなかまだまだ新型コロナウイルスの状況というのは不透明感が多いわけでありまして、これからもしっかりと町民の皆様の生活を守る、また、安全・安心を守るために町一丸となって取り組んでいきたいというふうに思っております。

本議会で提案をいたしました議案は、報告第11号、第12号及び議案第58号の3件であります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○西原好文議長

提案理由の説明が終わりましたので、議案の審議に入ります。

日程第3．報告第11号 令和2年度江北町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。7番池田君。

○池田和幸議員

おはようございます。提案として出されていまして、その前に説明もありまして、非常にいいことだなと思っております。

ただ、1つここで聞きたいのは、これが現在どのくらいの割合の方が接種を受けられるか、分かればお願いをしたいと思っております。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。松尾福祉課長。

○福祉課長（松尾徳子）

おはようございます。高齢者のインフルエンザの接種状況ということなのですが、実は接種された分は国保連合会のほうに行って、2か月遅れでこちらに来ますので、その接種された人数は今のところは分かりません。ただし、商品券と交換をされた方の数については、先週の金曜日現在で1,363人でした。対象者が2,700人ですので、対象者の約50%の方が来られているという状況です。

それと、昨年度の実績としては、大体1,600人ぐらいの方が高齢者インフルエンザを受けられておりますので、その人数からすると8割ぐらい、85%ぐらいは来られているというような状況です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

分かりました。ちょっと私が心配になって質問したのは、今、ワクチンがあまりないということをいろんな病院から聞きました。もうないところの病院もあるみたいですので、その辺がちょっと心配で質問しましたが、その辺、何か答弁がありましたら。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。松尾福祉課長。

○福祉課長（松尾徳子）

ワクチンの状況なのですが、確かに町内の5つの医療機関に連絡をしたところ、やはり今のところ予約を取っている方だけで、新規ではなかなか難しいということではなされておりました。11月末は難しいけど、今、随時ワクチンは作られておるとお思いますので、12月になれば幾分入るかと思いますが、現状としては、やはりワクチンは不足しているというところでした。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

分かりました。もしよければ、御存じない高齢者の方もいらっしゃると思いますので、何かの折にそういう伝達ができればいいんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今、池田議員から御指摘のとおりだと思います。ともすると、我々役所は、最初にお知らせしたっきりで、その後、何もしないということがありがちなんですけれども、これについては、まだまだインフルエンザの流行期が続きますから、例えば、一月ごとにとか、何かの機会があるごとにこうしたことは再度お知らせをしていく必要があるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○西原好文議長

起立全員であります。よって、報告第11号 令和2年度江北町一般会計補正予算（第8号）の専決処分については原案どおり承認とすることに決しました。

日程第4．報告第12号 令和2年度江北町一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、報告第12号 令和2年度江北町一般会計補正予算(第9号)の専決処分については原案どおり承認することに決しました。

日程第5. 議案第58号 江北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第58号 江北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は原案どおり可決と決しました。

これをもって本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和2年第5回江北町議会臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、令和2年第5回江北町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時15分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年11月30日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

局 長

書 記